

三重県への来県延期協力金申請方法

(山小屋を営む事業者、自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者の皆さま)

概要

- 対象： 山小屋を営む事業者、自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者
※4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること
- 対象期間： 4月20日(月)から5月31日(日)まで
(注：本県は5月14日に緊急事態宣言の対象地域から除外されましたが、当該協力金の対象期間は上記のとおりです。)
- 支給金額： 予約延期・キャンセルした件数：1件あたり6千円
(ただし予約を受け入れないために自主休業を行っている場合は、自主休業した日数に6千円を乗じた額で算定できる。)
1事業者あたり12万円を上限とする
※「宿泊予約延期協力金」及び「拡大阻止協力金」との重複受領はできません。

申請方法

- 申請： 郵送のみ
- 申請期間： 5月15日(金)から6月30日(火)まで(消印有効)
- 申請先： 三重県への来県延期協力金申請受付(自然体験)
- あて先： 〒514-8570 津市広明町13番地
※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください
また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵送を推奨します

- 必要書類：
- ① 申請書
 - ② 予約延期・キャンセル数を証明する書類
(ex. 予約管理台帳、インターネットの予約管理画面等)
または自主休業を証明する書類
(ex. インターネットの休業揭示画面、地域団体の申し合わせ書面)
 - ③ 事業所の外景(社名や店舗名入り)および内景の写真
 - ④ 月末締帳簿など営業実態がわかる資料
 - ⑤ 申請者の本人確認書類 運転免許証等(写しで可)
 - ⑥ 支払金口座振替依頼書(第2号様式)
 - ⑦ 通帳の写し

切手

〒514-8570

津市広明町13番地
「三重県への来県延期
協力金」申請受付
宛
(自然体験)係

記載例(切り取って使用可能です。)

問い合わせ先：
三重県への来県延期協力金相談窓口
(9:00~17:00 土日祝日除く)
電話：059-224-2782